

平成 27 年 3 月 30 日

(公社) 神奈川労務安全衛生協会  
会 長 殿

神奈川労働局労働基準部  
安 全 課 長

### 派遣労働者に対する安全衛生教育の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、派遣労働者は一般に経験年数が短いため、その安全衛生を確保するためには、派遣先事業者が派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等を確実に実施するとともに、派遣元事業者との連携により、派遣元事業者が安全衛生教育を実施するために必要な業務に関する情報の提供や、教育カリキュラムの作成支援等を実施していただく必要があります。

厚生労働省では、派遣労働者に対する安全衛生教育が適切に行われるよう、今般、別添のリーフレットを作成しているので、会員が参集する機会、会報の発出の機会等を据え、周知していただきますようお願いいたします。

#### (参考)

別添リーフレットについては「派遣労働者に対する安全衛生教育について」の検索ワードによりウェブ上で検索していただきますと、厚生労働省の掲載ページ又はリーフレットが検索結果として表示されます。